

2020 年度 東北大学金属材料研究所

研究部 共同利用研究募集要項

1. 研究部共同利用研究の概要と目的

金属材料研究所は、1987年に全国共同利用研究所に改組され、以来、全国の大学・研究機関の研究者に独創的な設備、装置、物質・材料を開放・提供し、また、情報共有の場を設けることでわが国の材料・物質研究の活性化を図り、有益な成果の創出に貢献してきました。2010年度からは、「材料科学共同利用・共同研究拠点」として、2018年には「国際共同利用・共同研究拠点」として認定され、研究者コミュニティの要請と社会のニーズに応じて、材料科学分野における世界的な研究・交流の中核としての責務を担っております。つきましては、2020年度の共同利用研究について、以下の通り募集しますので、奮って申請下さい。

本所の共同利用研究は大型装置等を有するセンターにおいて行う共同利用と各小講座(研究部)において行う研究部共同研究とからなります。本公募要項は、後者に関する要項で、所外の研究者と各研究部の教員が密接に協力して行う共同利用研究に関するもので、各研究部の有する独創的な装置、試料、研究知識・情報の蓄積などを活用した研究を推進するものです。

2. 種目

研究部共同利用研究には、以下の4種目があります。

1) 一般研究

数回の来所による実施が可能で優れた成果が期待できる研究(旅費総額:25万円以内)。

2) 若手萌芽研究

若手研究者(申請代表者は2020年1月1日現在37歳以下)を申請者とする萌芽的研究(旅費総額:30万円以内) ※一般研究に比べ、査定額が優遇されます。

3) ワークショップ開催

最新の重要な研究課題について、本所において開催する情報交換・討論を行うための研究。経費総額は以下のとおりです。国際ワークショップの発表言語は英語です。

- ・日本語で開催する国内ワークショップ:100万円以内
- ・海外からの招へい者のみを支援する国際ワークショップ:150万円以内
- ・国内、国外の招へい者両方を支援する国際ワークショップ:200万円以内

4) 挑戦研究

客員教員や客員研究員制度等により、本所あるいは国内に長期滞在している研究者に対して本所における継続的な共同研究を実施するために必要な研究経費(50万円以内)を支援します。

なお、研究遂行に際して、本所の計算材料学センターのスーパーコンピューターを利用が可能です。その場合は、利用の希望があることと希望利用時間を申請書に記入し、スーパーコンピューター利用申請書も提出してください。

3. 経費

(1) 研究の実施ために本研究所に来所する旅費を各課題毎に配分します。

(2) *2019年度から研究用の消耗品費については、効果的な運用を行うために受け入れ部門に受け入れ件数に応じて一括して配分されていますので、受け入れ部門と相談して支援を受けて下さい。対象

は、寒剤や薬品等共同利用者が持参したりすることが難しい経費となっていますが、予算上の都合により、全てが負担出来るとは限りません。また、本来共同研究者として、自らが持参あるいは負担すべき経費については、支援の対象ではありません。

- (3) ワークショップを開催する場合の参加者の旅費、概要集や報告書作成費、会場費。
- (4) 挑戦研究を実施するための研究経費は個別課題毎の金額が明示されて配分されます。
- (5) 申請課題の種類によらず同一の申請者による2件以上の申請がある場合は、査定額が減額調整されます。また、本所各センターの共同利用研究を含む本所の共同利用研究に代表者あるいは分担者として重複して申請した利用者については、申請代表者、分担者としての来所に関わらず全ての課題を通しての旅費支給総額の上限は40万円とします。

4. 緊急課題

国内所属機関からの申請については、予算管理の都合上、前年度12月申請を基本としていますが、緊急性を有する課題については、2月、5月、8月の公募において申請が可能です。ただし、配分出来る旅費については、実施期間と予算を考慮して調整がなされます。この他、災害等にあわれた研究者による共同利用や特に緊急を要する研究課題等が生じた場合は、受け入れ教員にご相談の上、研究協力係までお問い合わせ下さい。

5. 留意事項

- (1) ワークショップを除く研究部の全ての研究種目を通じ、研究代表者として申請できる件数は1件です。必要があれば他の課題の分担者となることは差し支えありませんが、特定の利用者に来所が集中するような場合、旅費支給を制限することがあります。また、参加する複数の課題では、それぞれ独立した成果(論文等)を出して頂くことが必要です。
- (2) 「ワークショップ開催」は本所の教員も応募可能で、1つの研究部門で多数の申請がある場合は、優先度を考慮して採択がなされます。
- (3) 「若手萌芽研究」では優秀な研究成果を上げた研究課題について表彰します。
- (4) 経費配分は、課題審査の評価、これまでの研究実施状況や成果提出状況、また全体の応募件数と予算配分に基づいて調整され、所内共同利用委員会の審議により確定します。
- (5) 大学院生および学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生）は、学生教育研究災害傷害保険への加入が義務となります。
- (6) 同一の研究課題で継続する場合の研究期間は、研究開始の年度を含めて3年以内です。
- (7) 民間の研究者が申請することも可能ですが、学術的な課題であり成果公開を行う事が前提となります。非公開の課題については、共同利用研究ではなく民間との共同研究制度をご利用下さい。

6. 申請資格者

- (1) 本共同研究には国立大学法人・公・私立大学および高等専門学校ならびに独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人および国公立の研究機関に属する常勤の研究者、ならびに民間の研究機関の研究者が研究代表者として申請できます。
- (2) 日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）の申請も可能です。申請にあたっては、特別研究員遵守事項も確認してください（研究機関との雇用関係は求めません）。
- (3) 分担者には、大学院生ならびに学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生、指導教員が明確なこと）を含むことができます。
- (4) 「若手萌芽研究」の分担者は37歳以下の研究者、大学院生または学部生（高等専門学校にあって

は専攻科学生)に限ります。

- (5) 挑戦研究においては、客員教員、融合部門の客員、客員以外で本所に滞在している研究者等のみに限ります。
- (6) 「外国籍である者」および「外国機関所属の者」については、研究の実施に先立ち安全保障輸出管理手続きが必要となりますので、受け入れ部門にご相談下さい。

7. 申請方法

- (1) 共同利用 web システムを利用した電子申請です。下記URLよりお申込みください。

<http://imr-kyodo.imr.tohoku.ac.jp/>

- (2) 各研究部門名・所属教員名・研究の概要等は本所ウェブサイト (<http://www.imr.tohoku.ac.jp/>) をご参照ください。
- (3) 申請書等の締切は下記のとおりとなります。
 - ① 申請書 申請期限についてはGIMRT web サイトおよび GIMRT 募集要項をご覧ください。
(本研究所 web システムから電子申請)
 - ② 採択課題の共同研究承諾書 (別紙) 提出期限 年度最初の来所日から 3 週間前
(所属長印を押印したものを郵送にて提出)
- (4) 英語による申請も可能です。
- (5) スーパーコンピューターのご利用にあたっては、上記課題申請に加え、利用申請書をご提出いただく必要があります。詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。
<http://www.ccms.imr.tohoku.ac.jp/>

8. 研究期間

研究期間は、原則 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までです。

9. 共同研究承諾書提出先 および連絡先

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目 1-1
東北大学金属材料研究所 総務課 研究協力係
電話 022-215-2183
FAX 022-215-2184
E-mail gimrt-office@imr.tohoku.ac.jp

10. 審査方法および採否

採否は、1 課題について 3 人の審査員が書面審査を行い、その審査結果をもとに担当委員会等において審議・決定します。継続課題の審査には、旅費の執行率の他、過去の採択課題に関する研究成果の登録状況が反映されますので、研究成果は発生後速やかに共同利用 web システムから登録して下さい。論文等は、研究期間終了後に出版されることも多いため、各年度の報告書提出後でも必ず登録して下さい。新規課題についても、「これまでの成果」欄に関連するこれまでの研究成果を必ず記載してください。採択結果は、締めきり後 2 ヶ月を目処に、申請者へ直接お知らせします。

11. 共同研究報告書

採択課題の研究代表者は、2021年4月9日（金）〔期限厳守〕までに、「共同研究報告書」および成果を本研究所 web システムに登録してください。共同利用研究が関係しているものは全て成果となります。「重点研究」では、研究終了後3年以内に成果の学術雑誌等へ公表（博士論文含む）した情報の提出を行ってください。一般研究においても、速やかに成果を公表した情報の提出を行ってください。事情により共同研究が実施出来なかった場合は、利用状況報告書を提出し、確認を受けた後、報告書の代わりに登録して下さい。

12. 論文の提出その他

研究成果として発表した論文等を本研究所 web システムへ登録ください。なお、論文においては「東北大学金属材料研究所における共同研究（課題番号）による」旨の謝辞を必ず記載してください。大学共同利用は若手研究者の育成も重要な目的ですので、利用成果を一部でも含む修士・博士論文の取得、利用成果による受賞、昇任、プロジェクトの立ち上げ、実用化なども登録をお願いします。これらの成果を示す事が共同利用予算を維持するために重要です。

謝辞の文例は以下の通りです。

This work was performed under the GIMRT Program of the Institute for Materials Research, Tohoku University (Proposal No. *****).

また、本研究所附属施設等の英文名は、次のとおりです。

○ 量子エネルギー材料科学国際研究センター

International Research Center for Nuclear Materials Science

○ 新素材共同研究開発センター

Cooperative Research and Development Center for Advanced Materials

○ 強磁場超伝導材料研究センター

High Field Laboratory for Superconducting Materials

○ 計算材料学センター

Center for Computational Materials Science

○ 中性子物質材料研究センター

Center of Neutron Science for Advanced Materials

13. 宿泊施設

共同研究者で宿泊を必要とする方は、本研究所の宿泊施設（シングル3室、ツイン2室：定員7名）を利用することができます。本研究所の対応教員又は研究協力係にお申し込みください。なお、宿泊施設の詳細については共同利用 web サイトの「共同研究等の手引」より確認出来ます。

14. 知的財産権の取扱

研究成果として生じた知的財産権については、東北大学共同研究取扱規程を準用します。

15. スーパーコンピューター利用の場合の安全保障輸出管理

2014年度より、スーパーコンピューター利用申請者の中で、「外国籍である者」及び「外国機関所属の者」については本学安全保障輸出管理室による経済産業省への許可申請の要否の確認を受けることとなりました。確認結果の通知があるまではスーパーコンピューターをご利用いただくことができませんので、予めご了承ください。ただし、「外国籍である者」及び「外国機関所属の者」が申請者として課題申請した場合、スーパーコンピューターの利用はできませんので、国内研究者が代表となる課題の分担者として加わるようにしてください。

また、確認の結果、許可申請が必要と判断された場合、当該申請者の在籍証明書等の各種資料の提出を依頼することがあります。

別 紙 （採択後に、共同利用webシステムにて作成してください。）

共 同 研 究 承 諾 書

（ 研究部共同研究 ）

国立大学法人東北大学
金属材料研究所長 殿

課 題 番 号 :

研 究 課 題 :

氏 名	職名等	所 属

上記の者が、共同研究者となることを承諾します。

年 月 日

研究機関の長
所属・職・氏名

職印

上記の者のうち、学部生（高等専門学校にあつては専攻科学生）が共同研究者となることを承諾します。

指導教員：

印

- 注） 1. 「研究機関の長」とは、研究者が所属する研究機関の長で、大学にあつては学長、学部長、研究科長、研究所長を、高専にあつては校長を、独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人及び国公立の研究機関にあつては機構長、理事長、センター長等を言います。
なお、大学院学生にあつては所属研究科長を、高専・専攻科学生にあつては校長を言います。
2. 共同研究者に学部生（高等専門学校にあつては専攻科学生）がいる場合は、該当する学生の指導教員の承諾が必要になります。
3. 共同研究者は、金属材料研究所における新型コロナウイルス感染防止策の遵守が必要です。